

(5) タクシーチケット管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>茨木土木事務所</p>	<p>「タクシーの使用基準」によれば、タクシーを使用させるときは、タクシー使用簿に発券承認印を押印の上、その使用を承認し、タクシーチケットを交付することとされているが、タクシー使用簿にタクシーチケット発券承認の押印がなされていないものがあった。</p> <p>また、タクシーチケット使用の確認については、使用の事実と請求書記載の内容を総務担当主査が確認し、タクシー使用簿に押印した上、所属長が最終確認することとされているが、タクシー使用簿にタクシーチケット使用の確認を証する押印がなされていないものがあった。</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>「タクシーの使用基準」に基づき、タクシーチケットを使用させる際には、タクシー使用簿へ発券の承認印の押印を徹底されたい。また、タクシーチケット使用の事実確認後には、使用の確認の押印を徹底されたい。</p> <p>【タクシーの使用基準】</p> <p>2 使用の承認</p> <p>所属長等は、タクシーを使用させるときは、タクシー使用簿に発券承認印を押印の上、その使用を承認し、タクシーチケットを交付する。</p> <p>所属長等が不在等やむを得ない理由により、事前に使用の承認が得られない場合は、事後に、発券承認印を得るとともに、事後承認となった理由を明らかにすること。</p> <p>(留意点)</p> <p>3. タクシー使用の確認は、履行の事実と請求書記載の内容を総務担当主査が確認、押印した上、所属長が最終確認する。</p>	<p>タクシーチケットの発券から支払までの事務の流れを「タクシーチケット利用マニュアル」としてまとめ、総務担当者等関係職員に配布した。また、所内全職員に対して「タクシーの使用基準」を再周知し、その遵守を徹底した。</p>